



2014年8月15日

各位

会社名 第一生命保険株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 光一郎
(コード番号: 8750 東証第一部)
問合せ先 経営企画部 I R 室
(TEL 050-3780-6930)

第三者割当増資における発行新株式数の確定に関するお知らせ

第一生命保険株式会社(社長 渡邊 光一郎、以下「当社」という。)は、2014年7月3日開催の取締役会において、公募による新株式発行及び当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)と同時に決議しました第三者割当による新株式発行に関し、割当先より発行予定株式数の全部につき申込みを行う旨通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 発行新株式数	12,900,000株 (発行予定株式数 12,900,000株)
(2) 払込金額の総額	17,327,280,000円 (1株につき 1,343.20円)
(3) 増加する資本金の額	8,663,640,000円 (1株につき 671.60円)
(4) 増加する資本準備金の額	8,663,640,000円 (1株につき 671.60円)
(5) 申込期間(申込期日)	2014年8月18日(月)
(6) 払込期日	2014年8月19日(火)

<ご参考>

1. 上記の第三者割当増資は2014年7月3日開催の取締役会において、公募による新株式発行及び当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)と同時に決議されたものです。当該第三者割当増資の内容等については2014年7月3日付で公表しました「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」及び2014年7月15日付で公表しました「発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目録見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,185,038,700株	(2014年7月31日現在)
第三者割当増資による増加株式数	12,900,000株	
第三者割当増資後の発行済株式総数	1,197,938,700株	

3. 今回の調達資金の使途

第三者割当増資による手取概算額 17,250,930,000 円については、当該第三者割当増資と同日付で決議された国内一般募集及び海外募集による手取概算額 246,907,750,000 円と合わせ、手取概算額合計 264,158,680,000 円について、米国の生命保険グループである Protective Life Corporation (以下「プロテクティブ社」という。)の買収のための資金に全額を充当する予定です。当社は、2014年6月4日開催の取締役会においてプロテクティブ社を買収し完全子会社とすること(以下「本買収」という。)について決議し、同社との間で、同日、本買収のために設立した当社の米国子会社との間の合併に関する契約を締結しています。当該契約に基づき、当社は、プロテクティブ社を総額約 5,708 百万米ドル(1米ドル=102円として約 5,822 億円)の金銭を対価として買収する手続きを開始し、同社を完全子会社化する予定です。

本買収は、2014年9月から2014年10月頃の開催が想定されるプロテクティブ社の株主総会において承認が得られること及び規制当局の許認可その他の必要な手続きが完了すること等を条件に、2014年12月から2015年1月頃に完了する見込みです。

なお、本買収が不成立となった場合には、当該手取金については、本買収に代わる買収のための資金に充当するよう努めますが、そのような買収を実行できないときには、当該手取金の全部又は一部を、投融資(有価証券、貸付、不動産等での運用、当社グループの事業を補完する若しくは当社グループの事業とシナジーがあると判断した事業若しくはサービスへの投資又はこれらの取得を含みます。)、債務の返済、運転資金(事業費支出等)及び設備投資(情報システムへの投資を含みます。)に充当する予定です。従って、本買収が不成立となった場合には、当社は、当該手取金の使途に対して広範な裁量を有することになり、その使途によっては、当社の株主価値の増加又は維持に寄与しない可能性があります。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目録見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。